

21 議案第24号関係

おいらせ町農村公園条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現行		
<p>(設置)</p> <p>第1条 おいらせ町民に、健康増進及び憩いの場を提供し、地域連帯の醸成及び豊かな人間性を養うとともに、青少年児童の健全な育成を図るため、農村環境整備の一環として、町内主要集落においておいらせ町農村公園（以下「農村公園」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>			<p>(設置)</p> <p>第1条 おいらせ町民に、健康増進及び憩いの場を提供し、地域連帯の醸成及び豊かな人間性を養うとともに、青少年児童の健全な育成を図るため、農村環境整備の一環として、町内主要集落においておいらせ町農村公園（以下「農村公園」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		
番号	名称	位置	番号	名称	位置
1	住吉地区農村公園	おいらせ町緑ヶ丘一丁目50番地1355	1	住吉地区公園	おいらせ町緑ヶ丘一丁目50番地1355
2	阿光坊地区農村公園	おいらせ町阿光坊105番地150	2	阿光坊地区公園	おいらせ町阿光坊105番地150
3	新敷地区農村公園	おいらせ町瓢70番地1	3	新敷地区公園	おいらせ町瓢70番地1
4	秋堂地区農村公園	おいらせ町木崎24番地1	4	秋堂地区公園	おいらせ町木崎24番地1
5	木ノ下地区農村公園	おいらせ町木ノ下東3759番地29	5	木ノ下地区公園	おいらせ町木ノ下東3759番地29
6	豊栄地区農村公園	おいらせ町豊栄一丁目159番地3			
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 農村公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興業を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 町長は、前項各号に掲げる行為が公衆の農村公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。</p> <p>3 町長は、第1項の許可を与える場合において、</p>					

改正案	現行
<p><u>管理上必要な条件を付すことができる。</u> <u>(行為の禁止)</u></p> <p><u>第4条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 農村公園及びその施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。</u></p> <p><u>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</u></p> <p><u>(3) 土地の形質を変更すること。</u></p> <p><u>(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p> <p><u>(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。</u></p> <p><u>(6) 立入禁止区域に立ち入ること。</u></p> <p><u>(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。</u></p> <p><u>(8) みだりに火気を使うこと。</u></p> <p><u>(9) 農村公園をその用途外に利用すること。</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が農村公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。</u></p> <p><u>(現状回復の義務)</u></p> <p><u>第5条 利用者は農村公園の利用が終わったとき、又は利用の許可が取り消されたときは、直ちに現状に回復しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用者が前項の義務を履行しないときは、町長が当該利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。</u></p> <p><u>(損害賠償の義務)</u></p> <p><u>第6条 故意又は過失により農村公園の施設、設備、備品等をき損し、又は滅失した者は、町長の指示するところに従って、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(管理運営)</u></p> <p><u>第7条 農村公園は、町長が管理する。ただし、効率的に運営するため、管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 168 号）により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。</u></p>	<p>現行</p> <p>(管理運営)</p> <p>第3条 農村公園は、町長が管理する。ただし、効率的に運営するため、管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 168 号）により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。</p>

改正案	現行
<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第8条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農村公園の使用許可に関する業務</p> <p>(2) 農村公園の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他町長が必要と認める業務</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第9条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、農村公園の管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農村公園の使用許可に関する業務</p> <p>(2) 農村公園の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他町長が必要と認める業務</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、農村公園の管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>